

## 京都市告示第 128 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定及び同法第 15 条の 2 の 6 第 2 項により準用される同法第 15 条第 3 項の規定により、産業廃棄物処理施設に係る変更許可申請書（以下「申請書」という。）及び生活環境影響調査書（以下「調査書」という。）が提出されたので、同法第 15 条の 2 の 6 第 2 項により準用される同法第 15 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第 15 条の 2 の 6 第 2 項により準用される同法第 15 条第 6 項の規定により、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成 28 年 5 月 13 日

京都市長 門 川 大 作

### 1 変更許可申請の概要

#### (1) 申請者

名 称 光アスコン株式会社

代表者 代表取締役 喜多川光世

所在地 京都市伏見区横大路千両松町 7 8 番地

#### (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

京都市伏見区横大路千両松町 7 8 番地

#### (3) 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 3 号，第 5 号，第 8 号及び第 13 号の 2 に掲げる焼却施設のいずれにも該当）

#### (4) 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

①汚泥②廃油③廃酸④廃アルカリ⑤廃プラスチック類⑥紙くず⑦木くず⑧繊維くず⑨ゴムくず⑩金属くず⑪ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず⑫感染性産業廃棄物（下線を付したのものにあつては，特別管理産業廃棄物を含む。）

#### (5) 変更を予定する内容

焼却施設の稼働日数を 300 日／年を 326 日／年に変更

## 2 申請年月日

平成28年3月24日

## 3 申請書及び調査書の縦覧

### (1) 縦覧場所

ア 京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地ヤサカ河原町ビル7階

イ 伏見エコまちステーション（伏見区役所1階）

京都市伏見区鷹匠町39番地の2

### (2) 縦覧期間

平成28年5月16日（月）から同年6月15日（水）まで（京都市の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。）

### (3) 縦覧時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

## 4 意見書の提出

### (1) 提出することができる者

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者

### (2) 記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、理由を含めて記載すること。）

### (3) 提出期間

平成28年5月16日（月）から同年6月29日（水）まで（期間内必着）

### (4) 提出方法

窓口提出，郵送又はファックス

### (5) 提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地ヤサカ河原町ビル

7階

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

TEL 075-366-1394

FAX 075-221-6550

(環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課)